附則第十項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第九項とする。
附則第十一項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十項とする。
附則第十二項中「附則第七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第十一項とする。
附則第十三項中「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に、「附則第八項及び第九項」を「附則第七項及び第八項」に改め、同項を附則第十二項とする。
附則第十四項から第十六項までを削る。

第二十四条　地すべり等防止法の一部改正）

（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の二を削る。

（道路交通法の一部改正）

第二十五条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「ものを含む」の下に「。以下この条及び附則第十八条第一項において「反則金等」という」を「加えた額（」の下に「次項第一号及び」を加え、「第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額（附則第十八条第一項及び附則第十九条において「通告書送付費支出金相当額」という。）」を「次の各号に掲げる額の合算額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

二　第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用（次項第二号ロ及び附則第十九条において「通告書送付費」という。）に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額（以下「通告書送付費支出金相当額」という。）

三　過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

附則第十六条に次の一項を加える。

3　毎年度分として交付すべき交付金の総額は、第一号に掲げる額（第二号に掲げる額を限度とする。）に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額とする。

一　前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額

イ　前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

ロ　前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費支出金相当額

ハ　前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

二　前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金等の収入見込額に当該額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額

イ　前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金の見込額

ロ　前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費に係る支出見込額

ハ　前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金の見込額

附則第十八条第一項の表を次のように改める。

	交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
九月		前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額から当該期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（附則第十六条第三項第二号に掲げる額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額（以下この表において「交付金見込額」という。）を限度として政令で定める額
三月		当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度として政令で定める額

附則第十九条中「第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用」を「通告書送付費」に改める。

（道路交通法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　平成二十六年度の交通安全対策特別交付金に限り、前条の規定による改正後の道路交通法附則第十六条第三項中「限度とする。）に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「限度とする。）」と、「二月」とあるのは「三月」と、同法附則第十八条第一項の表九月の項中「二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「三月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等」と、「掲げる額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「掲げる額」とする。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第二十七条　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

前条第一項、第二項又は第八項の規定による貸付金の利率は、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める。この場合において、同条第一項第二号の土地（同号イからニまでに掲げる土地で防災街区整備地区計画の区域内のもの、同号ニに掲げる土地の区域内の土地で政令で定めるもの並びに同号ホ及びヘに掲げる土地に限る。）に係る貸付金又は同条第二項若しくは第八項の規定による貸付金の利率については、特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮して定めなければならない。

（農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律の一部改正）

第二十八条　農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律（昭和五十二年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定」に、「場合において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百四十五条第一項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、それぞれ」を「場合には、」に改める。

（農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律の一部改正）

第二十九条　農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和五十五年法律第三号）の一部を次のように改正する。